

青森市子ども医療費助成条例等の一部を改正する条例の制定について

1 制定理由

子ども医療費助成事業の対象年齢を「高校生等」までに拡大するとともに、所得制限を撤廃するため、青森市子ども医療費助成条例（平成17年条例第209号）における所要の改正を行い、また、これに伴う青森市ひとり親家庭等医療費助成条例（平成17年条例第121号）、青森市重度心身障害者医療費助成条例（平成17年条例第122号）及び青森市国民健康保険条例（平成17年条例第203号）に係る所要の改正を行うため、制定するものである。

2 条例の改正内容

(1) 青森市子ども医療費助成条例の一部改正

- 対象年齢を「高校生等」までに拡大する。
 - ※ 高校生等：高等学校在学中か否かを問わず、高等学校の就学期（15歳に達する日の翌日以後の最初の4月1日から18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間）にある者で、現に保護者に監護されている未婚の者。
- 所得制限を撤廃する。
- 医療費の助成方法は、現行制度と同様に現物給付とする。

(2) 青森市ひとり親家庭等医療費助成条例の一部改正

- 子ども医療費助成の助成対象年齢が「高校生等」までに拡大することに伴い、償還払いとしている「高校生等」に対する医療費の助成方法を、子ども医療費助成と同様に現物給付とする。

(3) 青森市重度心身障害者医療費助成条例の一部改正

- 本条例では、「青森県重度心身障害者医療費助成事業実施要領」に基づき、ひとり親家庭等医療費助成または子ども医療費助成条例の対象となる者を対象外としている。
- 子ども医療費助成の「高校生等」までの拡大及び所得制限の撤廃により、「高校生等」までの者はすべて、ひとり親家庭等医療費助成または子ども医療費助成の対象となり、重度心身障害者医療費助成の対象となる子どもがいなくなることから、本条例における「子ども」に関する規定を削除する。

(4) 青森市国民健康保険条例の一部改正

- 現行、0歳児である被保険者のうち青森市子ども医療費助成の対象とならない者（保護者の所得が制限額を超える者）について、保険給付10割としている。
- 子ども医療費助成の所得制限撤廃により、本条例の対象となる本市に住民登録のある0歳児はいなくなるが、DV被害の特例で、本市に住民登録がなく、本市の子ども医療費助成等の対象とならない0歳児が被保険者となることも想定されることから、0歳児10割保険給付の対象者を以下のとおり改正する。
 - （現行） 保護者の所得が青森市子ども医療費助成の制限額を超える者
 - （改正後） 青森市子ども医療費助成等の対象とならない者

3 施行期日

令和6年10月1日